

# 新型コロナウイルス感染症の影響による 国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が下がった世帯に対し、国民健康保険税が減免される場合があります。なお、7月中旬に郵送する国民健康保険税賦課決定通知書にもご案内を同封します。

## ●減免対象

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」）の減少が見込まれ、次の①～③のすべての要件に該当する世帯
- ※主たる生計維持者が、年金収入だけの人や減少することが見込まれる事業収入などにかかる前年の所得が0円以下の人は減免の対象となりません。

## ●要件

- 次の①～③は、すべて世帯の主たる生計維持者について
- ① 事業収入等のいずれかの減少額（保



険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額が平成31年1月1日～令和元年12月31日まで（以下、「前年」）の当該事業収入等の額の3割以上であること

- ② 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
- ③ 減少することが見込まれる事業収入等にかかる所得以外の前年の所得の合計が400万円以下であること

## ●減免対象となる

### 国民健康保険税の期間

令和2年2月1日～令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているもの。（申請方法や必要書類は、市HPをご覧ください。）

# 運動教室に参加しませんか？

健康づくり課 ☎ 055-949-6820

講師から無料で効果的な運動を学べます！  
内容は、有酸素運動やスロートレーニング、ストレッチなどで簡単！  
身体を動かすことで、血糖や脂質、血圧を改善することにつながります。  
家でできる運動習慣をつけるため、この機会に運動を始めませんか？

## 運動教室の日程及び内容について

日にち	内容
7月30日（木）	ツボを刺激しながら免疫力アップ
9月24日（木）	姿勢・ドローインでひきしめボディ
10月29日（木）	膝・腰の痛みにはさようなら！
11月26日（木）	体幹バランスでブレない！転ばない！！
12月24日（木）	スロトレ&おさらい♪

### 【運動教室】

- 場所／葦山・福祉保健センター 健康ホール
- 時間／午前9時30分～11時まで（受付時間：9時から）
- 定員／20名（先着）要申込
- 対象／20歳以上の市民（1時間程度連続して歩ける体力のある人）
- 持ち物／室内運動シューズ、ヨガマットまたはバスタオル、汗拭きタオル、飲みもの、健康手帳（お持ちの方）
- 参加費／無料
- 申込み／7月8日（水）から7月15日（水）までに健康づくり課へ申込みください。
- 注意事項／①基本的に全回参加をお願いします。
- ②病院で治療を受けている人は主治医の先生に事前に参加の許可をもらってください。
- ③血圧等の服薬がある人は、教室の前に必ず服用してください。
- ④新型コロナウイルス感染症予防のために、マスクの着用をお願いします。
- ⑤換気のため、熱中症に注意をし、エアコンをかけながら窓を開けて実施予定です。
- ⑥発熱などの体調不良がある場合は参加を自粛してください。



# 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者などに対する 国民健康保険・後期高齢者医療制度の 傷病手当金の支給について

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している被用者（会社等に勤めている人）が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり感染が疑われる場合に、その療養のため勤務することができなくなった日について傷病手当金を支給します。

- 対象者／市国民健康保険加入者・静岡県後期高齢者医療制度加入者で、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われる被用者
- 支給対象となる日数／療養のため労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日数
- 支給額／直近の継続した3か月間の給与収入等の合計額を就労日数で割った額の3分の2に、支給対象となる日数を乗じた額（上限あり）  
※ただし、給与等が一部減額されて支払われている場合や、休業補償等を受け取ることができる場合は、支給額が減額されたり支給されないことがあります。
- 適用期間／令和2年1月1日から9月30日までの間で、療養のため労務に服することができない期間。ただし、入院が継続する場合は最長1年6か月までとなります。なお、適用期間については、今後の状況により、変更される場合があります。
- 申請／申請には、医師や事業主の証明が必要となります。申請をする際は事前に電話にてお問い合わせください。なお、傷病手当金の請求権は、2年間となります。